

岩手県告示第516号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）第12条第1項第2号に規定する指定漁港施設の使用料の収納に関する事務を令和3年6月1日次の者に委託した。

令和3年7月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定漁港施設	受託者	
	住 所	名 称
越喜来漁港の指定漁港施設	大船渡市三陸町越喜来字杉下126番地 1	越喜来漁業協同組合
長部漁港の指定漁港施設	陸前高田市広田町字泊102番地 4	広田湾漁業協同組合
広田漁港の指定漁港施設		
六ヶ浦漁港の指定漁港施設		